



2年前一

部長へ  
昇格!?

ええー!

今日辞令を  
もらったよ

任せられた  
案件  
全部成功  
させたからな

すごいわ!  
がんばったわね  
あなた!

これで  
給料もアップ  
家のローンも  
繰り上げ返済  
開始だ!

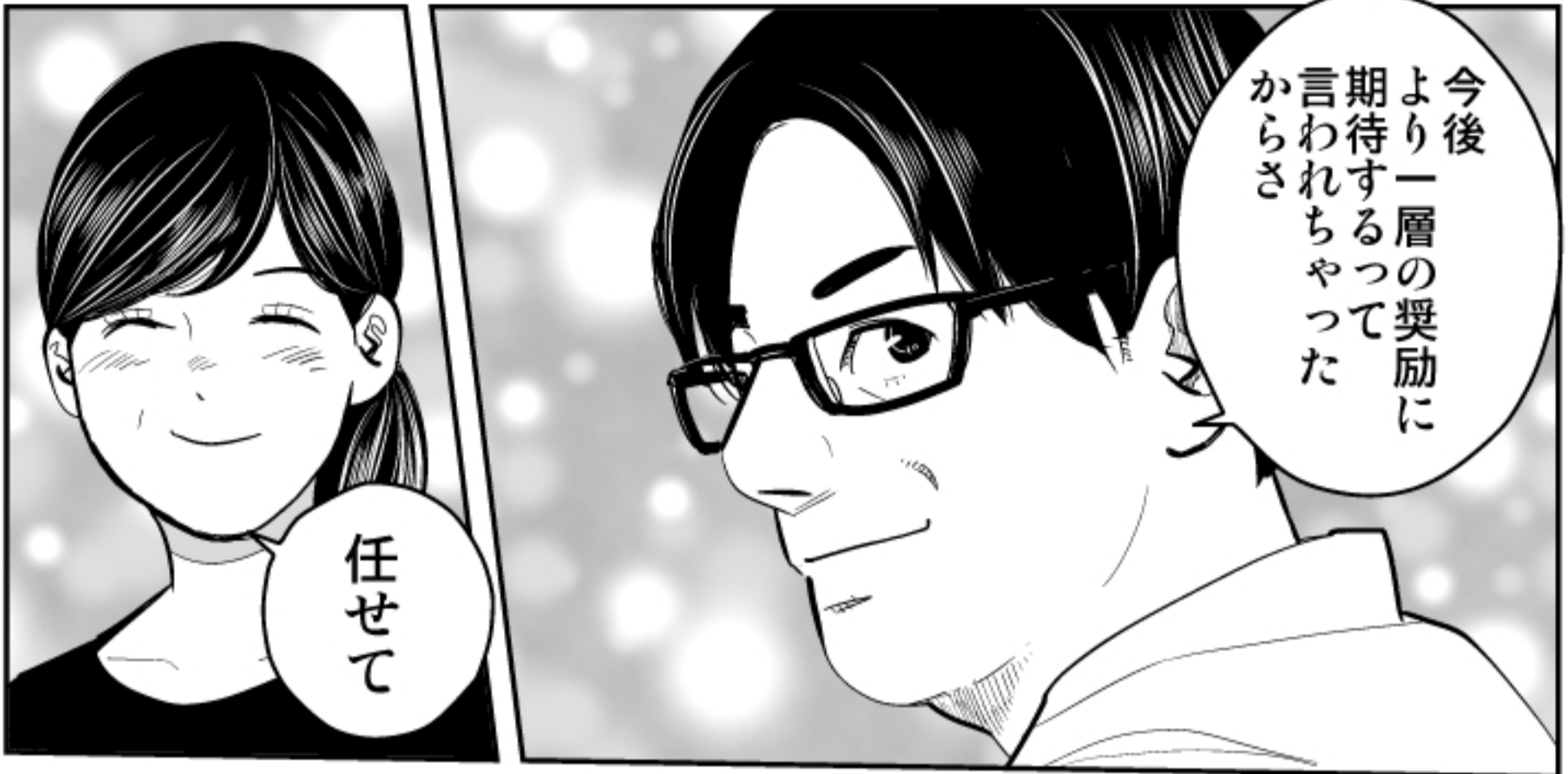
子供  
たちは?

美里は  
明日バレーの  
練習試合だから  
もう寝たけど

光は  
明日全国模試  
だから今日は  
寝れないって

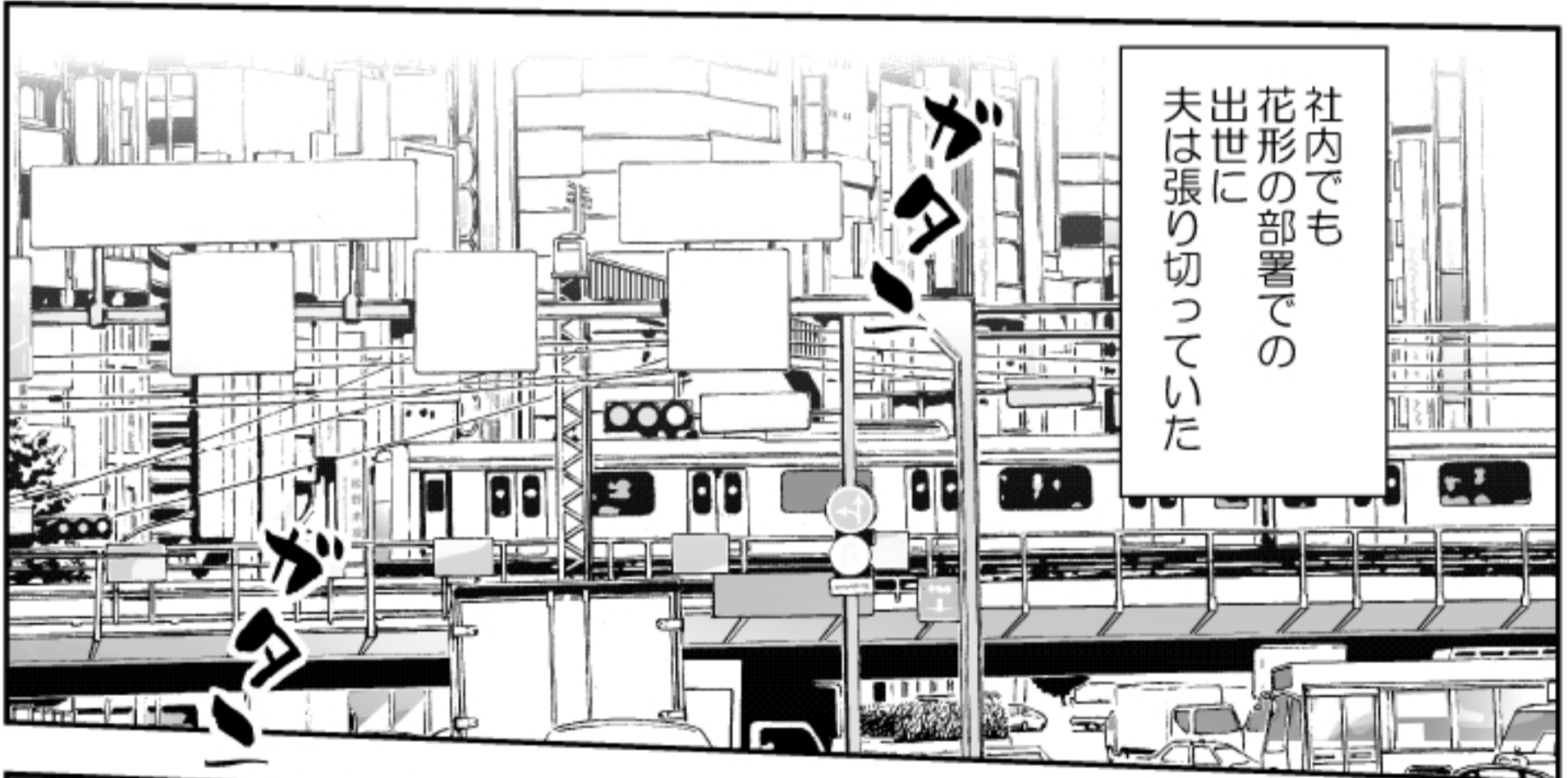
これから  
会社泊まりも  
増えるから  
頼んだこと

なにせー



任せて

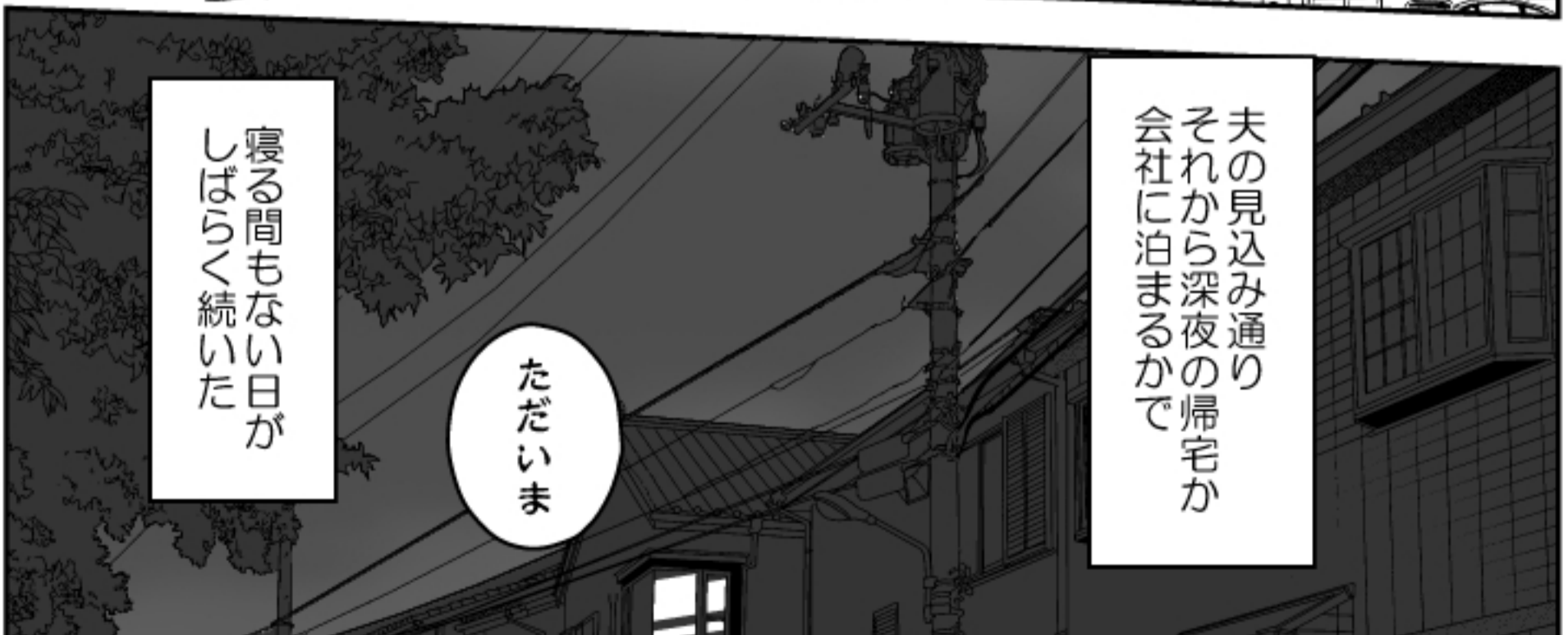
今後より一層の奨励に期待するって  
言われちゃった  
からさ



社内でも  
花形の部署での  
出世に  
夫は張り切っていた

ガタガタ

カキカキ



夫の見込み通り  
それから深夜の帰宅か  
会社に泊まるかで

ただいま

寝る間もない日  
しばらく続いた



週明け  
まで  
ま  
とめるぞ

休日も朝から  
自宅で資料作成



お父さん  
にご飯  
食べる  
か  
聞いて  
きて

え？  
お父  
さん  
いた  
の？

これまで  
多少なり  
残されて  
いた家族  
との時間  
も  
すべて職  
務に  
あてられ  
た



それでも  
肩書と  
責任の  
ある仕事  
に  
やりがい  
を感じ  
はつらつ  
とした表  
情の  
夫だっ  
たが

今度外資  
系の  
役員が  
集まる  
場で  
プレゼン  
を  
任され  
てるん  
だ

社運を  
背負って  
る  
何が  
何でも  
成功させ  
なきゃ！



ねえ  
あなた  
ちよつ  
と  
痩せて  
きたん  
じゃ  
ない？

いつ  
から  
か

夫は食  
欲が  
減り  
寝付  
けない  
日々  
が  
続  
くよ  
うに  
な  
った

そして  
ついにその日は  
来てしまった

ごめん  
お弁当  
間に合わない！

今日は  
焼肉弁当  
買って！

おっけ！

お兄ちゃん  
最近太ったね

うっせ！

ほら  
2人とも  
遅刻するよ

あーゴミ  
出さなきゃ

え？

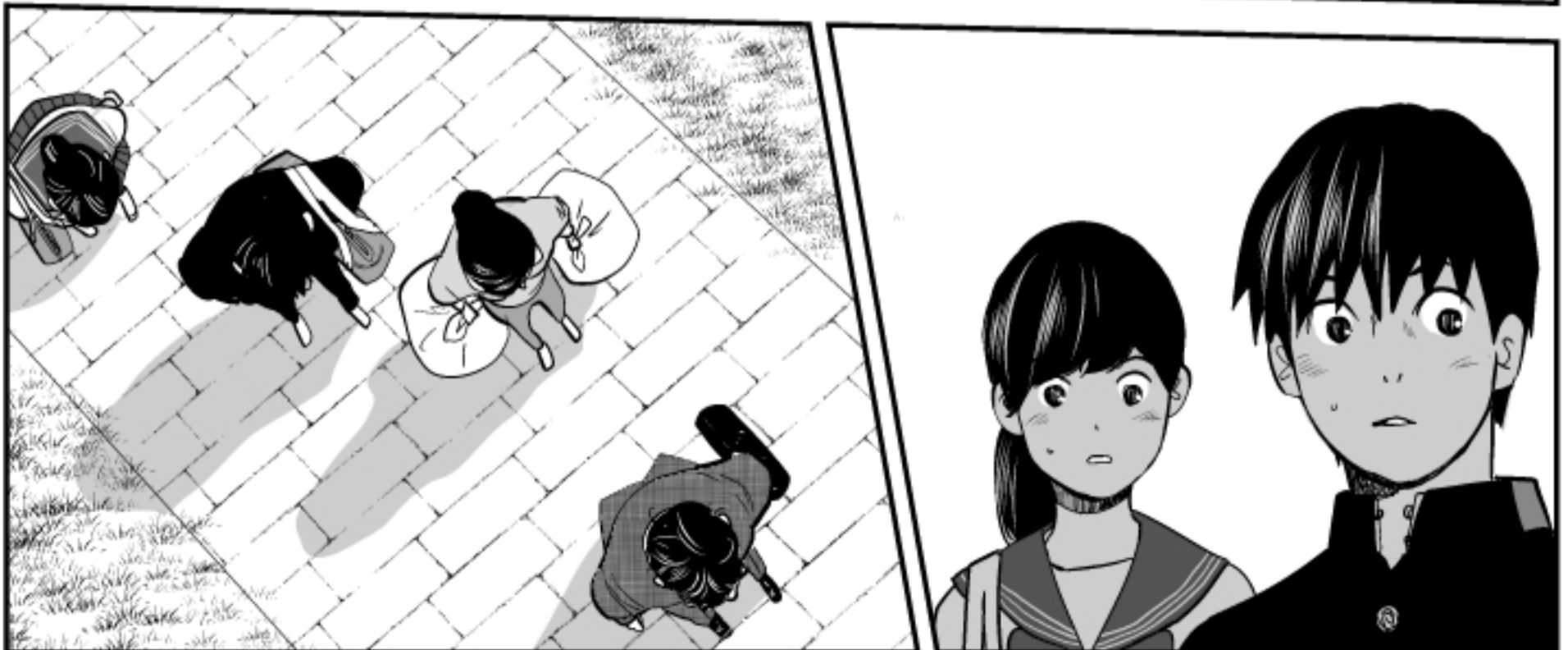
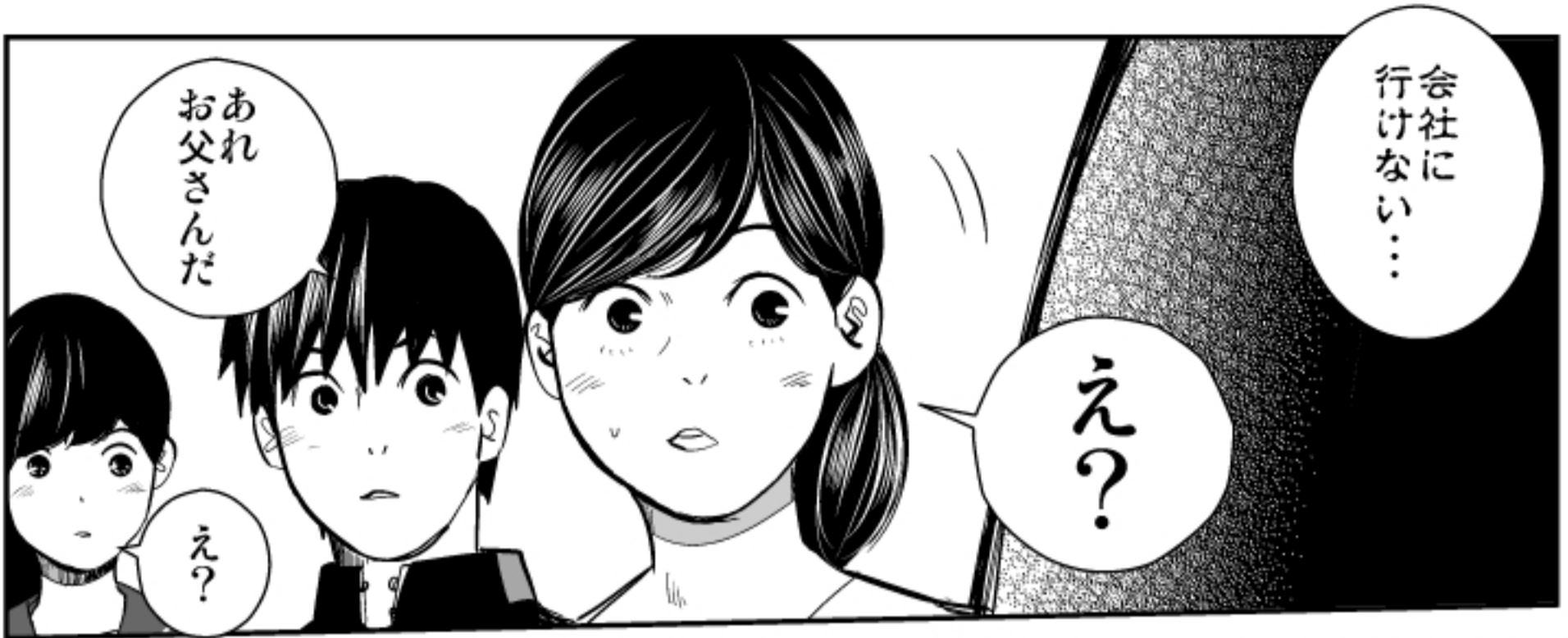
あなた  
どうしたの？

そこには  
1時間前に  
見送ったはずの夫が  
玄関先にいた

焼肉弁当  
食べ過ぎ  
なのよ！

お前は  
お菓子  
食いすぎ







嫌な予感がした私は  
すぐに  
夫をかかりつけの  
内科医院に  
連れて行った

強い  
ストレス性の  
症状が伺えます

紹介状を  
書きますから  
すぐに精神科へ  
行ってください



そして  
紹介された  
メンタルクリニックで  
予感的中した



精神科!?



うつ病  
です



それから  
就労不能と診断され  
夫は休職

休職期間でも  
基本給の70%が  
支給されたが  
それは  
1年半という  
期限付きだった



とても  
復職できそうに  
ない夫をみて  
会社には退職を  
申し出た



夫は  
医師の指示通りに  
通院を繰り返したが  
体調は一進一退

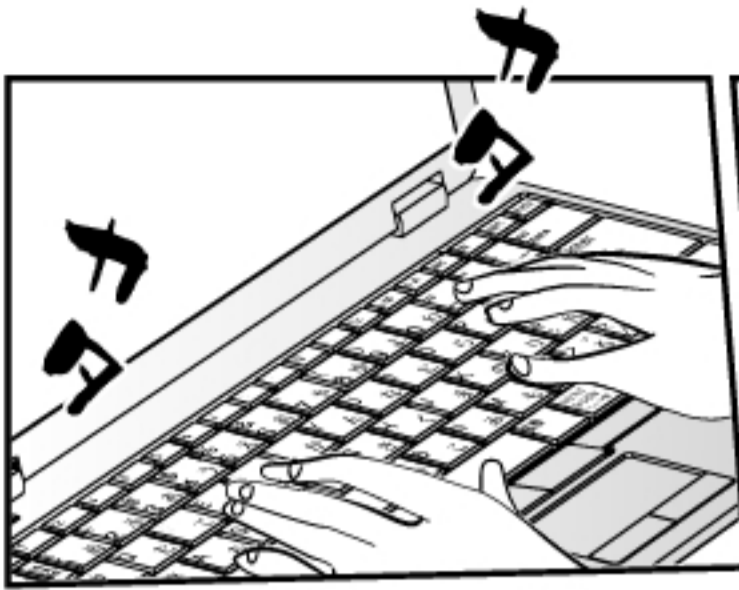
その間に  
状況が好転すること  
を願ったが

あつという間に  
1年半は過ぎ



進学を  
控えた子が  
……  
2人もいるのに

私のパートの  
給料だけじゃ  
ならないわ



ネットで  
検索してみよう



何か公的な  
支援を  
受けられ  
ないかしら…



**障害年金？**

64歳までに初診日があり  
傷病が原因で  
日常生活や就労に  
支障をきたしている人が  
もらえる年金

年金もらえるのって  
定年退職した人  
だけじゃないんだ



早速  
年金事務所に  
行ってみよう



こちらが  
請求手続きの  
書類一式と  
なります



「受診状況等証明書」？  
「病歴就労状況等申立書」？

請求の手続きを  
するだけで  
こ…こんなに  
たくさん書類が  
必要なんですか…？

はい

もしお一人での  
作成が困難な方は  
社会保険労務士などを  
頼られますよ



社会保険  
労務士？

後日一

私はすぐにネットで検索し  
自宅から近い  
障害年金専門の  
社労士事務所へかけこんだ

障害年金は  
次の3つの要件を  
満たしていれば  
受給できます

3つの  
要件!?

社会保険労務士

# ①初診日要件

現在の傷病につながる前兆症状を訴えて  
初めて病院を受診した日を証明できること



## ②年金保険料納付要件 一定期間以上の年金を納めている

障害年金の請求手続きにはご病気の重症度の判定前に年金保険料納付要件があり

初診日より前に一定の年金保険料を納めていないと申請ができません

20歳

初診日

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	免除	免除	免除	免除

← 直近1年間に未納がない →

夫はずっと同じ会社に勤務して厚生年金保険料が給与から天引きされていました

初診日の前々月から遡って1年間に未納がないことが要件です

なるほど

では問題ありませんね



でもこの1年間に未納がある場合はどうなるんですか？

その場合は20歳から初診日の前々月までのトータル期間の内

3分の2の期間年金保険料を納めていれば大丈夫です

20歳

初診日

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	未納	未納	未納	免除	免除	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付



納付済期間 + 免除期間 ≥ 被保険者期間の2/3  
(20歳～初診日の前々月)

※①②のいずれの場合も初診日以降にさかのぼって免除の手続き・納付をした場合、未納とみなされます。  
※20歳前に初診日がある場合は、年金保険料納付要件は問われません。

初診日以前の年金保険料納付要件はどちらかを満たしていることが条件ですが

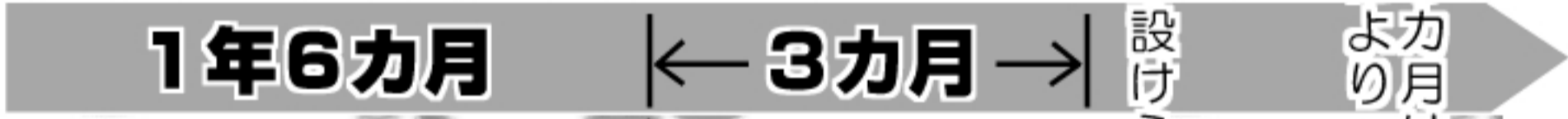
あくまでも初診日以前の保険料納付であり初診日以降については問われません

わかりました

### ③ 障害状態要件 「日常生活及び就労に支障をきたしている」

**初診日**  
(内科を受診した日)

**障害認定日**



障害に該当

障害年金には  
初診日から1年6カ月は  
治療やリハビリにより  
ご病気が回復するの  
か？悪化するの  
か？様子を見る  
期間が設けられて  
います



障害認定日から  
3カ月以内の  
ご病気について  
書かれた診断書  
等によって  
障害等の審査が  
行われます

なので現在通院して  
らっしゃる  
メンタルクリニックの  
先生に診断書を書いて  
もらってくださいね

そうなんです  
ねこの1年6カ  
月を  
経過した日  
が  
障害認定日  
となり

夫はうつ病と  
診断されてから  
すぐに休職しま  
した  
1年半は仕事を  
休んで  
療養したんです  
が  
回復せずに  
退職しました

日本年金機構が公開している  
等級判定ガイドラインに沿って  
ご主人が障害等級に該当するのか  
どうかおおまかな目安を確認できます

	障害の状態	障害の状態
障害の程度1級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力の値が0.04以下のもの</li> <li>2. 両眼の視力レベルが100デシベル以上のもの</li> <li>3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>4. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>5. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>6. 両下肢を足関節以上で欠くもの</li> <li>7. 両下肢を足関節以上で欠くもの</li> <li>8. 体の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>9. 前番号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前番号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の指を併用することを困難ならしめる程度のもの</li> <li>10. 精神の障害であって、前番号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前番号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力が0.1以下に達したものの</li> <li>2. 両眼の視力が40センチメートル以上では通常の動作を解することができない程度に達したものの</li> <li>3. しゃく又は言語の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>4. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>5. 一上肢の三大関節のうち、二関節の指を喪失したもの</li> <li>6. 一上肢の三大関節のうち、二関節の指を喪失したもの</li> <li>7. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>8. 一上肢の指及びひざとひざを併せて一上肢の指を喪失したもの</li> <li>9. 一上肢の指及びひざとひざを併せて一上肢の指を喪失したもの</li> <li>10. 一上肢の指を失ったもの</li> <li>11. 両下肢の十指(し)の指を喪失したもの</li> <li>12. 前番号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの</li> <li>13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの</li> <li>14. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの</li> </ol>
障害の程度2級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力の値が0.05以上0.08以下のもの</li> <li>2. 両眼の視力レベルが90デシベル以上のもの</li> <li>3. 平聴機能に著しい障害を有するもの</li> <li>4. しゃくの機能を欠くもの</li> <li>5. 音声又は言語の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>6. 両上肢の指及びひざとひざを併せて一上肢の指を欠くもの</li> <li>7. 両上肢の指及びひざとひざを併せて一上肢の指を欠くもの</li> <li>8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>9. 一上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>11. 両下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>12. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>13. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>14. 体の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>15. 前番号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前番号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</li> <li>16. 精神の障害であって、前番号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前番号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力が0.8以下に達したものの</li> <li>2. 一目の視力が0.1以下に達したものの</li> <li>3. 両眼の視力が0.1以下に達したものの</li> <li>4. 両眼の視力が0.1以下に達したものの又は両眼の視野が10度以内のもの</li> <li>5. 両眼の調節機能及び調節(そう)機能に著しい障害を有するもの</li> <li>6. 一目の視力が、耳筒に差し入れれば大声による音を解することができない程度に達したものの</li> <li>7. しゃく又は言語の機能に障害を有するもの</li> <li>8. 音を欠損し、その程度に著しい障害を有するもの</li> <li>9. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>10. 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を有するもの</li> <li>11. 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を有するもの</li> <li>12. 一上肢の指を失ったもの</li> <li>13. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>14. 一上肢の二指以上を失ったもの</li> <li>15. 一上肢の指及びひざとひざを併せて一上肢の指を喪失したもの</li> <li>16. 一上肢の指及びひざとひざを併せて一上肢の指を喪失したもの</li> <li>17. 一上肢の指及びひざとひざを併せて一上肢の指を喪失したもの</li> <li>18. 一上肢の指及びひざとひざを併せて一上肢の指を喪失したもの</li> <li>19. 一上肢の指及びひざとひざを併せて一上肢の指を喪失したもの</li> <li>20. 一上肢の指及びひざとひざを併せて一上肢の指を喪失したもの</li> <li>21. 前番号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの</li> <li>22. 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの</li> </ol>

(備考)  
視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。  
国民年金法施行令別表より

食事や身の清潔保持  
他人との意思疎通  
金銭管理など日常生活に関する  
7項目にどれかの支障を  
きたしているかが判定の目安になります



また初診日に加算した国民年金制度がいた厚生年金支給額と異なる級の設定が

← 重い 障害の程度 軽い →

厚生年金	障害厚生年金1級 厚生年金保険料と支払期間による 報酬比例額×1.25	障害厚生年金2級 厚生年金保険料と支払期間による 報酬比例額	障害厚生年金3級 最低保証額 約58万円/年
	配偶者の加算 約22万円/年	配偶者の加算 約22万円/年	約140万円/年
国民年金	障害基礎年金1級 約97.5万円/年	障害基礎年金2級 約78万円/年	
	子の加算 高校卒業まで 約22万円/年	子の加算 高校卒業まで 約22万円/年 18歳以下の子1人につき 約22万円	

\*最新の支給額は日本年金機構のHPをご覧ください。



# 請求手続きの流れ

①初診日の確定

②年金保険料の納付を確認

③受診状況等証明書の取得

④病歴・就労状況等申立書の作成

⑤診断書の作成

⑥年金請求書一式の提出

⑦審査

⑧審査結果の通知

(受給・年金証書/不支給・不支給の通知書)

⑨年金の振込

約1〜2カ月

3〜4カ月  
(1年以上になることも)

審査結果が  
届いてから  
約1ヶ月半後

お  
よ  
そ  
半  
年  
間

障害年金は  
準備から受給まで  
約半年程の  
期間が掛かります

また代理取得が  
可能な書類は  
当事務所で  
取得いたします





またこちらでは  
病院の先生に  
記載いただいた  
診断書の内容を  
チェックし

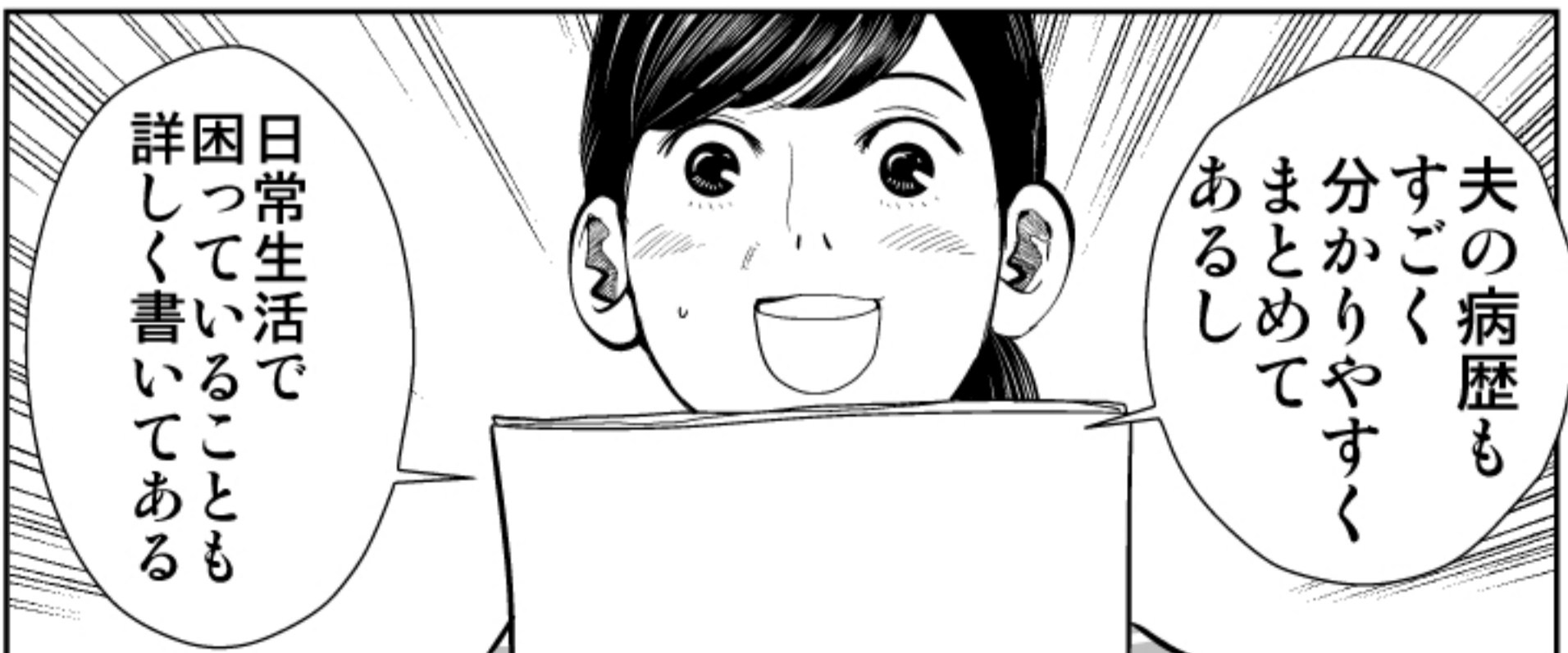
記入漏れや  
修正箇所がないか  
確認いたします



診断書の重症度が  
実際の症状と照らし  
合わせることも  
合わせてチェック  
いたします

また  
病歴就労状況等申立書の  
作成の他  
日常生活についての  
補足資料をわかりやすく  
まとめるなど

これらはすべて  
当事務所で  
代行いたします



夫の病歴も  
すごく  
分かりやすく  
まとめて  
あるし

日常生活で  
困っていることも  
詳しく書いてある

—申請してから約4カ月後—

審査結果  
通知書が  
届いた

日本年金機構

2級!

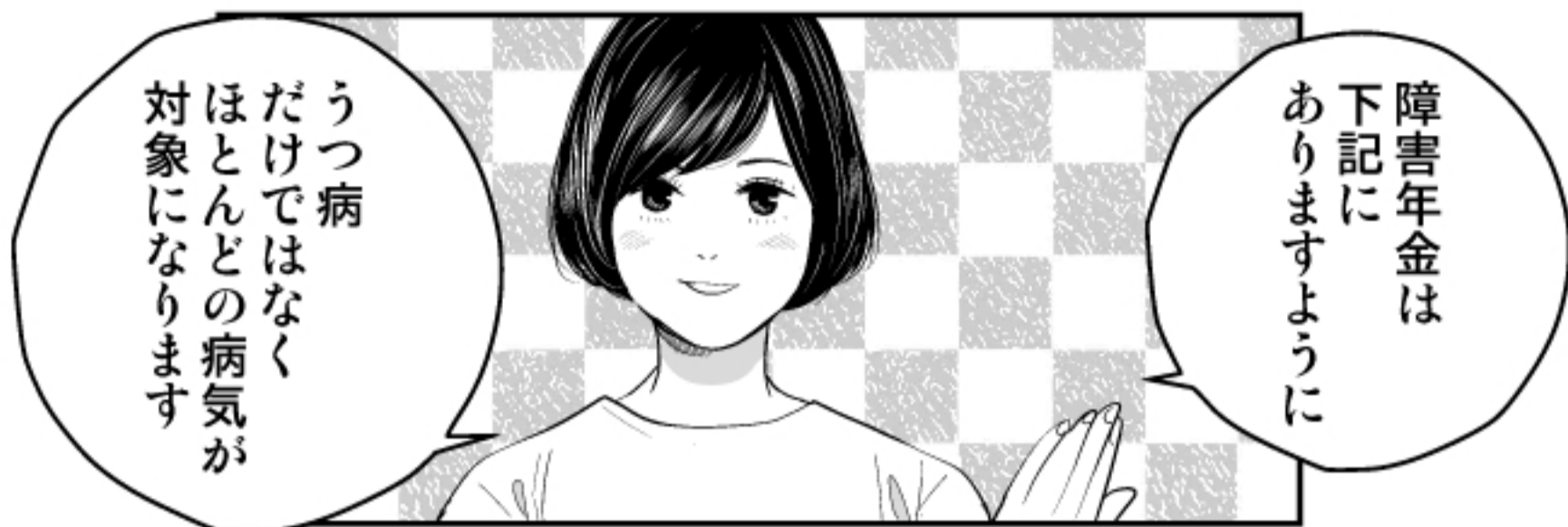
子供たちの  
進学も全力で  
応援できる

これで夫も  
安心して  
治療に  
専念できるし



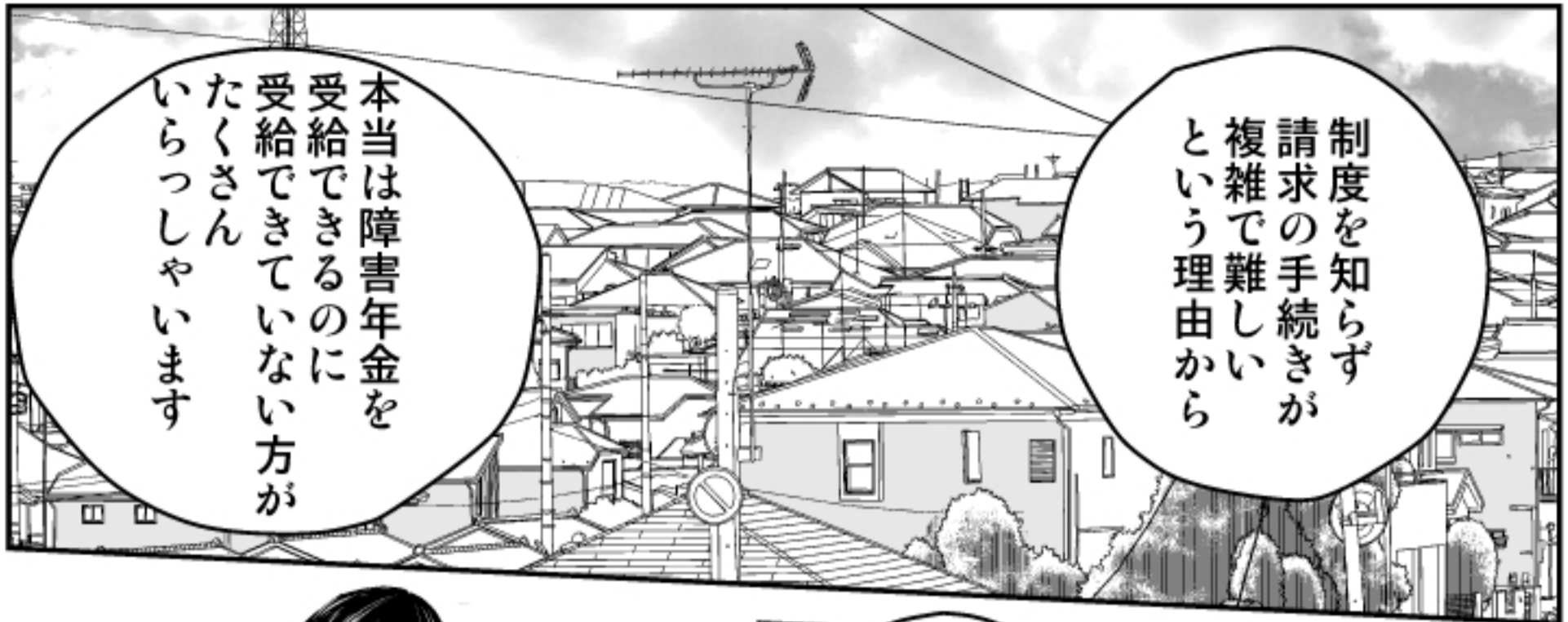


# 最後までご覧頂いたあなたへ



## 障害年金の対象となる主な傷病

眼	ブドウ膜炎、緑内障(パーチェット病によるもの含む)、白内障、眼球萎縮、網膜脈絡膜萎縮、網膜色素変性症、眼球萎縮、網膜はく離、腎性網膜症、糖尿病網膜症など
聴覚、平衡機能	感音性難聴、突発性難聴、神経性難聴、メニエール病、頭部外傷又は音響外傷による内耳障害、内耳障害など
鼻腔 口腔 <small>(そしゃく言語)</small> 言語	外傷性鼻科疾患、上顎癌、上顎腫瘍、喉頭腫瘍、喉頭全摘出手術、失語症、脳血栓(言語)など
肢体の疾患	事故によるケガ(人工骨頭など)、人工関節、変形性股関節症、肺髄性小児麻痺、脳性麻痺脊柱の脱臼骨折、脳軟化症、くも膜下出血、脳梗塞、脳出血、脳血管障害、上肢または下肢の切断障害、重症筋無力症、上肢または下肢の外傷性運動障害、関節リウマチ、ピュルガー病、進行性筋ジストロフィー、脊髄損傷、パーキンソン病、強直性脊髄炎、脊髄の器質障害、ポストポリオ症候群など
精神疾患	うつ病、双極性障害、統合失調症、てんかん、知的障害、発達障害、アスペルガー症候群、高次脳機能障害、アルツハイマーなど
呼吸器疾患	気管支喘息、慢性気管支炎、肺結核、じん肺、膿胸、肺線維症、肺気腫、呼吸不全など
循環器疾患	心筋梗塞、心筋症、冠状僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、先天性疾患など
腎疾患	慢性腎炎、慢性腎不全、糖尿病性腎症、ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、人工透析など
肝疾患	肝炎、肝硬変、肝がんなど
糖尿病	糖尿病(難治性含む)、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症など糖尿病性と明示された全ての合併症など
血液	再生不良性貧血、溶血性貧血、血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症、白血病、悪性リンパ種、多発性骨髄腫、骨髄異形性症候群、HIV感染症など
その他	人工肛門、人工膀胱、尿路変更、クローン病、潰瘍性大腸炎、化学物質過敏症、白血病、周期性好中球減少症、HIV、乳癌・胃癌・子宮頸癌・膀胱癌・直腸癌等のがん全般、悪性新生物、脳脊髄液減少症、悪性高血圧、その他難病など



制度を知らず  
請求の手続きが  
複雑で難しい  
という理由から

本当は障害年金を  
受給できるのに  
受給できていない方が  
たくさん  
いらっしゃいます



障害年金の請求で  
一番大事なことは  
不安を感じたり  
わからない  
ことがあれば

すぐに  
専門家に  
問い合わせる  
ことです

専門家に  
確認することで  
障害年金の  
請求手続きに  
必要な書類が  
スムーズに揃い  
受給の可能性が  
高くなります

1人で悩みを抱えず  
当センターへご相談下さい  
全力であなたに  
寄り添います

※  
無料相談を行って  
おりますので  
ぜひご利用下さい

 ※無料相談の詳細については次のページをご覧ください

無断転載・複製を禁ずる